定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年五月七日

東京都文京区千石四丁目四六番地一〇号

株式会社コロナ社

代表取締役　牛来　真也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年五月七日

東京都千代田区神田紺屋町一六番地

株式会社クニイ

代表取締役　國井　裕

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年五月七日

大阪府八尾市北亀井町二丁目一番三六号

瑞穂工業株式会社

代表取締役　戸田　高司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である徳永直子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年五月七日

東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビル一六階

CapitaLand Azabu West One Pte. Ltd.

日本における代表者　徳永　直子

限定承認公告

本籍熊本県八代市坂本町中谷い九二一番地、最後の住所大阪府寝屋川市高柳四丁目一〇番二号　被相続人　亡　津島　壽

右被相続人は平成二十七年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

大阪府大阪市鶴見区諸口六丁目五番五―六〇五号　相続財産管理人　津島　誠

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年六月八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年五月七日

名古屋市中村区名駅四丁目七番一号

東海東京ＳＷＰコンサルティング株式会社

代表取締役　竹田　正明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億八千万円減少し、三十一億四千六百八万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年六月九日であり、社員総会の決議は平成二十七年四月二十四日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月七日

掲載頁　五十九頁（号外第八十号）

平成二十七年五月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＧＲＥＭ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二億八千万円減少して三十一億四千六百八万円とし、発行済第一優先出資二億八千万口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年六月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＧＲＥＭ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十七年五月二十二日予定の取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の減価償却費又は特定資産の売却により生じた余裕金（以下併せて「現金余裕金」という。）相当額を当社の資産流動化計画（以下「本計画」という。）に係る業務の終了前に償還するため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少を行うための要件については、当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が後記四の計算方法により優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

当社の事業年度ごと及び特定資産を売却した場合に、実務上可能な限度において遅滞なく行う。

四、減少する各優先資本金の額又はその計算方法

優先資本金の額の減少額は、適用ある法令等において認められる優先資本金の額の減少額の上限額（以下「減資可能額」という。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）とする。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資とする。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める買入総口数と同じ数とする。）とする。

七、消却の方法

優先出資一口につき金五万円での買入消却とする。

当社が各優先出資社員から買い入れる優先出資の口数（以下「個別買入口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点で当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数に占める割合に応じて取締役が合理的に決定する口数とする。但し、全ての優先出資社員及び当社の間で別途合意した場合には、かかる合意に従うものとする。

また、全ての優先出資社員の個別買入口数を合計した数（以下「買入総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

買入総口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資とする。

平成二十七年五月七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

アクアシティインベストメント特定目的会社

取締役　平本　正和

訂正公告

平成二十七年四月二十七日（号外第九十七号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の第三十三期決算公告中、「（うち当期繰越利益）」とあるは「（うち当期繰越損失）」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年五月七日

岡山市北区西古松一丁目二九番一〇号

（甲）株式会社秀吉

代表取締役　内山　朋紀

岡山市南区福吉町一五番三号

（乙）大丸食品株式会社

代表取締役　東野　雅弘

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年四月一日（号外第七十五号）内閣府・厚生労働省令第四号（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令）（印刷誤り）				
	六	上	終りから一二	第三十一条	第三十一条第一項
	〃	〃	〃	二	見積りと	見積り及び
平成二十七年三月二十七日厚生労働省告示第百五十一号（食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件）（原稿誤り）				
	五	上	一九	次ように	次のように
平成二十七年四月一日（号外第七十六号）環境省告示第五十九号（環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部を改正する件）（原稿誤り）				
	一八	下	終りから二	改正する。	改正し、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月七日付第一〇二号六四　ページ●同日付政府調達第八三号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）